

特許権の自動納付申請書
 様式第40の2 (第41条の6関係)

自動納付申出書

(平成 年 月 日)

- 特許庁長官 殿
- 特許番号 (實用新案登録番号又は意匠登録番号)
 - 申出人
 識別番号
 住所又は居所
 氏名又は名称 ㊦ 又は 識別ラベル
 予納台帳番号
 - 代理人
 識別番号
 住所又は居所
 氏名又は名称 ㊦ 又は 識別ラベル
 - 特許権者 (實用新案権者又は意匠権者)
 識別番号
 住所又は居所
 氏名又は名称 ㊦ 又は 識別ラベル
 - 提出物件の目録

- 〔備考〕
- 特許権について自動納付の申出をする場合は、表題は「自動納付申出書 (特許)」と、實用新案権については「自動納付申出書 (實用新案)」と、意匠権については「自動納付申出書 (意匠)」と記載する。
 - 「特許権者 (實用新案権者又は意匠権者)」の欄には、第41条の5の規定により当該自動納付申出書を援用して特許料又は登録料の納付の申出をしようとする特許権者、實用新案権者又は意匠権者を明瞭に記載する。共有に係る特許権、實用新案権又は意匠権の場合にあっては、次のように欄を繰り返して設けて、すべての権利者を記載する。

特許権者 (實用新案権者又は意匠権者)
 識別番号
 住所又は居所
 氏名又は名称 ㊦ 又は 識別ラベル
 識別番号
 住所又は居所
 氏名又は名称 ㊦ 又は 識別ラベル

- その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6、14及び16から19まで、様式第2の備考1から3まで並びに様式第38の備考2と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは、「申出人」と読み替えるものとする。

様式第40の3 (第41条の7関係)

自動納付取下書

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 特許番号 (實用新案登録番号又は意匠登録番号)
- 申出人
 識別番号
 住所又は居所
 氏名又は名称 ㊦ 又は 識別ラベル
 予納台帳番号
- 代理人
 識別番号
 住所又は居所
 氏名又は名称 ㊦ 又は 識別ラベル
- 特許権者 (實用新案権者又は意匠権者)
 識別番号
 住所又は居所
 氏名又は名称 ㊦ 又は 識別ラベル
- 提出物件の目録
 〔備考〕

様式第1の備考1から3まで、5、6、14及び16から19まで、様式第2の備考1から3まで、様式第38の備考2並びに様式第40の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「申出人」と読み替えるものとする。

特許権の自動納付申請書

表 面

第 号	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第27条 (第39条及び第39条の11において準用する場合を含む。)の規定による立入検査証		
写 真	職 名	年 月 日	生
	氏 名	年 月 日	発行
		年 月 日	限り有効
	特許庁長官		㊦

特 記

- (施行期日)
 第1条 この法令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、次条及び附則第3条の規定は、平成二十年十月一日から施行する。
 (準備行為)
 第1条 第1条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 (以下「新特例法施行規則」として) 第29条の11に規定する口座振替による納付の届出に関する手続及び第29条の13に規定する振替種別の通知は、この法令の施行の日前においても行われ得る。
 第2条 第1条の規定による新特例法施行規則第41条の5並びに第41条の6及び第41条の7に規定する特許料及び登録料の自動納付の届出に関する手続は、この法令の施行の日前においても行われ得る。